

石綿問題と日本窯業外装材協会の取り組み

窯業系サイディング(防火外壁材)はセメント、けい酸質、石灰質原料などの結合材に補強繊維としてパルプ、木繊維、合成繊維などを加え更に水を加えて「混合－圧縮成型－乾燥－切断－仕上げ」の工程を経て造られた火災安全性、意匠性等に優れた乾式住宅用外壁材です。

ところで法令により、平成16年10月1日から石綿(アスベスト)の使用が全面的に禁止されることになりましたが、昭和58年に設立された当協会では、こうした法的規制がなされる以前から、自主的に石綿を使用しない技術開発の促進に取り組んで参りました。平成5～7年には火災安全性に関わる大臣認定[旧建設省の通則認(指)定(団体認定)]を取得し、この時点で会員会社が製造・販売する商品の約9割が「石綿を使用していない」商品となっております。(平成16年10月1日からすべての窯業系サイディングには石綿を使用しておりません。)

一方平成7年から立ち上げた窯業系サイディング施工士認定制度で、施工時の作業環境に十分配慮する様、啓蒙活動を行ってきております。

しかし、商品の中には上記認定を取得していないものが若干ありますので、会員各社の石綿使用の履歴と現在までの健康被害調査結果を別表で公表いたします。

上記認定を取得していない商品でも、石綿は補強繊維の一部であり、その補強繊維はセメントで固化されており、通常の使用状態においては特に健康への影響はないと考えています。

ただし、今後、住宅のリフォーム・建て替え等で、石綿を含有した窯業系サイディングを取り外す場合は、お施主様や工事店様には平成17年7月1日に施行された「石綿障害予防規則」や「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱に関する技術指針」を遵守戴く必要があります。当協会では窯業外装材について、住宅屋根用化粧スレートも含めて、この規則のポイントを分かりやすく解説したガイドを作成致しましたのでご参考にして戴きたくお願い申し上げます。

平成17年9月20日

日本窯業外装材協会
会長 吉田 哲郎